

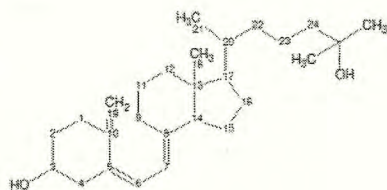
「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

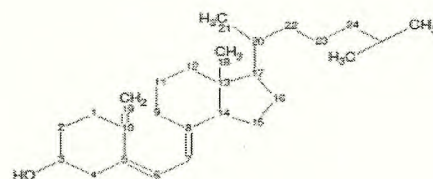
「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」について平成25年12月20日付けで農林水産大臣から厚生労働大臣あてに、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料添加物の指定並びに基準及び規格の設定に係る意見聴取がなされた。一方、「カルシフェロール」（エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールをいう。）は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下、対象外物質という。）として暫定的に定めた物質であり、平成22年2月15日付けで食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼している。今般、農林水産省から意見聴取がなされた「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」は「コレカルシフェロール」の代謝物であるため、同様に対象外物質に定めることについて、同法第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

本成分は、脂溶性ビタミンの一種であるコレカルシフェロールが、肝臓で25-ヒドロキシラーゼの作用によって代謝された物質であり、その後、腎臓で活性型の $1\alpha,25$ -ジヒドロキシDに代謝されるという、コレカルシフェロールと同じ代謝機序を持つ。25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、ストレスによって肝機能が低下した場合でも、肝臓中での酵素活性に左右されずに利用されることから、海外（EU、米国等）では、1970年代から特に鶏に対しての有用性に関する研究が行われ、既にコレカルシフェロールの代替として用いられている。



25-ヒドロキシコレカルシフェロール



・コレカルシフェロール

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の成分を対象外物質とする妥当性について検討する。